

北広島市総合計画

(素案)

序 論

I 構成と期間	1
II 時代の潮流	2

基本構想

I まちづくりのテーマ	4
II めざす都市像	4
III 基本目標	5
IV 施策の体系	6
V 土地利用	7

基本計画

第1章 支えあい健やかに暮らせるまち（健康・福祉）	8
第2章 人と文化を育むまち（教育・文化）	14
第3章 美しい環境にまつまれた安全なまち（環境・安全）	25
第4章 活気ある産業のまち（産業・労働）	33
第5章 快適な生活環境のまち（生活・都市基盤）	39
第6章 計画の実現に向けて（行財政運営・地域）	47

平成21年10月

序 論

I

構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成します。

基本構想

<計画期間：10年間>

基本構想は、社会経済の状況や本市の現状を踏まえ、本市がめざす将来像と基本目標を定め、その実現に向けた基本方向を示すものです。

目標年度を平成32年度（2020年度）とします。

基本計画

<計画期間：10年間>

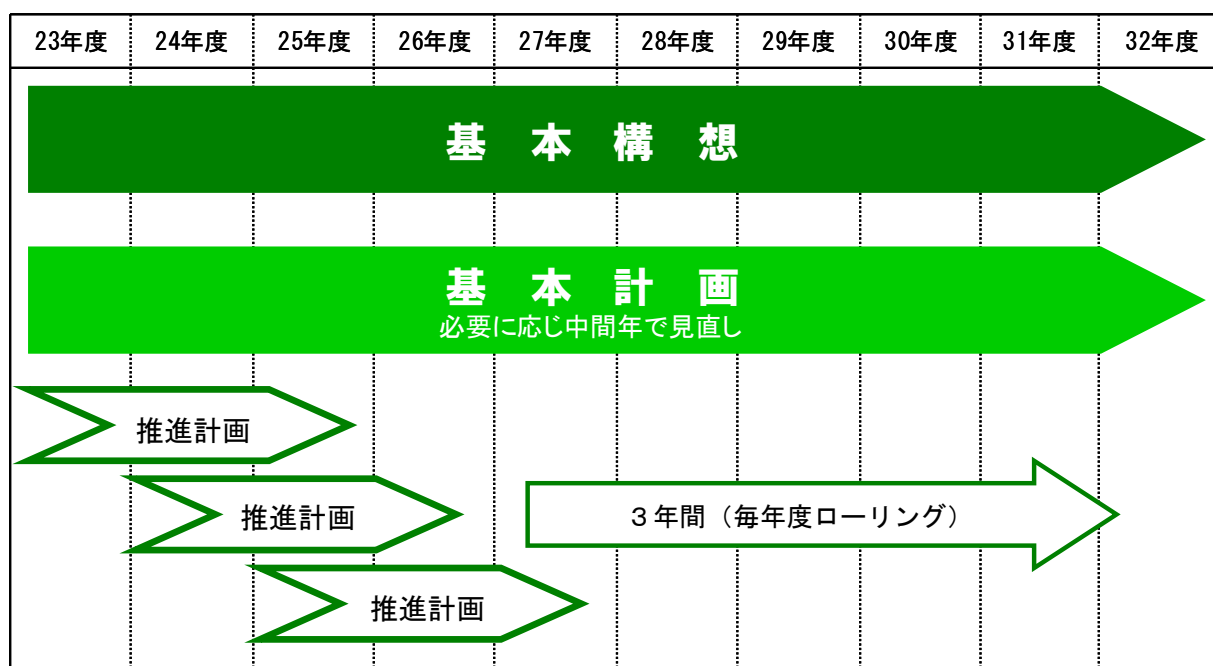
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために、各分野で実施していく施策を体系的に示すものです。

社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ中間年度で見直しを行います。

推進計画

<計画期間：3年間>

推進計画は、基本構想、基本計画に掲げたまちづくりを着実に進めるため、基本計画で定めた施策の展開を図るための事務事業を示すものです。



Ⅱ

時代の潮流

(1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国では、出生率の低下による少子化の影響により、人口減少と急速な高齢化が進んでいます。女性が生涯に出産すると推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は、昭和46年（1971年）の2.16から平成19年（2007年）には1.34と大幅に低下しています。一方、高齢化率は上昇の一途をたどり、平成37年（2025年）には高齢化率30%を超えるという超高齢社会を迎えようとしています。

また、家族構成の変化や生活様式の多様化などの影響から、家庭や地域社会において子どもを含めた人間関係の希薄化が進み、その結果、家庭における子育て能力の低下や地域ぐるみで子どもを見守る環境の喪失、地域コミュニティの衰退につながりつつあります。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、そこに暮らす人たちが、それぞれの価値観によって生活の質を追求し、心身ともに充実した生活を送ることのできる住みよい生活圏を形成することが重要です。

将来的には就労人口の減少による経済規模の縮小や、高齢者層の増大による医療費や介護・福祉関係支出の増加などが予想されており、本市においても財政的な基盤の強化が必要となっています。

(2) 地域主権型社会への流れ

近年、国から地方へと様々な権限や財源が移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割がさらに大きくなっています。

地方財政を取り巻く環境は、大幅な税収増が期待できない社会経済状況や地方交付税等の減少、少子高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加などにより今後いっそう厳しい状況になると予想されています。

地方自治体は、自己決定・自己責任の考え方を基本に、市民と行政が対話を重ね、課題と目標を共有しながら、地域独自の伝統・文化・個性などの資源を生かした地域主権型社会に向けて、主体的な行政運営ができる仕組みづくりが求められています。

地域の創意工夫に基づく行政運営を実現するため、市民と行政の適切な役割分担と一体となって連携する「協働」の取組みを進めながら行政能力の向上と財政力の強化を図っていく必要があります。

(3) 環境との共生

私たちの生命を支える自然環境では、地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球規模での環境問題が深刻化し、その影響が懸念されています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済活動のあり方から廃棄物の減量化やリサイクルの推進、省エネルギーへの取組みなど、環境への負荷の少ない循環型社会に対応した社会経済システムへの転換が進められています。

人々のリサイクルに対する関心や自然環境を大切にする考え方が高まってきていることから、本市においても省資源・省エネルギー、リサイクルの推進といった資源循環型の環境にやさしいまちづくりや、学校教育及び生涯学習での環境教育の充実を図りながら、市民、企業、行政が一体となって総合的な環境対策の取組みを推進していかなければなりません。

(4) 安全・安心への対応

近年、地球温暖化などの影響とされる集中豪雨や大規模な地震などの自然災害が発生しており、環境問題や災害対策への関心が高まっています。

また、犯罪発生率の増加や犯罪の凶悪化、交通環境の変化による交通事故の多発、食品の不正表示、有害化学物質による健康被害など、日常生活における不安を取り除く取組みが求められています。

地域社会の中で、安全で安心して暮らしやすい社会づくりをめざすとともに、市民の防災や交通安全意識の高揚、食の安全に対する情報の提供など総合的な取組みを進める必要があります。

(5) 産業構造の変化

経済活動のグローバル化やソフト化、サービス化、情報化などの影響を受けて旧来の規格大量生産型、労働集約型の産業構造から、高付加価値型、知識集約型へと転換が進みつつあり、あらゆる産業分野において、より高い専門性や技術が求められてきています。

地域の活力を維持するためには、地域の自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進しながら人材を育成し、競争力のある産業を育てていく必要があります。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まりなどを背景とした価値観やライフスタイルの多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響などを受けてさらに進展しています。

ワーク・ライフ・バランス(※1) や、スローライフといった新しい価値観などが生まれ、これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、一人ひとりの個性や能力が活かされ、それぞれの価値観に基づいたライフスタイルが尊重される社会の形成が求められています。

豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ、皆が安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けた取組みなども進みつつあります。

これからの社会には、多様化する個々のライフスタイルを尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

※1 ワーク・ライフ・バランス・・・「仕事と生活の調和」誰もが仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスで無理なく実現できる状態のこと。

基本構想

I

まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

本市は、昭和 45 年度(1970 年度)に広島町総合開発計画を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざしてまちづくりを進めてきました。

これからも、まちづくりのテーマとして「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、自然や緑の中に、いきいきとした市民の生活や活動、躍動する産業などがあるまちをめざします。

「大都市・札幌市に隣接し、豊かな自然が残る」、「交通利便性が高い」などの本市の個性を活かし、快適な生活環境の形成に努めるとともに、道央圏の機能を分担し、活力のある都市づくりを進めていきます。

II

めざす都市像

希望都市

子どもと若者がお年寄りとともに
希望を育むまち

交流都市

市民が多様に活動し、
産業と文化が栄えるまち

成長都市

緑を大切にし、着実に成長しつづけるまち

めざす都市像の実現に向けて、自然環境を大切にしながら着実に成長し、交流やふれあい、希望や夢を持ち続け、活気のある都市をめざして6つの基本目標を設定します。

基本目標
1

支えあい健やかに暮らせるまち

市民同士の支え合いなどにより、すべての市民が健やかに安心して生活でき、安心して子どもを産み育てられる環境があるまちをつくります。

基本目標
2

人と文化を育むまち

豊かな心や創造力を持つ人材を育む教育が行われ、市民が自主的に学び交流する学習やスポーツの機会があり、新たな市民文化が生まれるまちをつくります。

基本目標
3

美しい環境につつまれた安全なまち

緑にかこまれた環境にやさしいまちをつくとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などが充実し、安全・安心な市民生活が確保されるまちをつくります。

基本目標
4

活気ある産業のまち

活気ある農林業・商業・工業などが営まれ、新たな産業が生まれ、多くの人々にとって働く場があるまちをつくります。

基本目標
5

快適な生活環境のまち

住環境や道路整備、地域情報化などの都市基盤の充実により、誰もが快適に暮らせるまちをつくります。

基本目標
6

計画の実現に向けて

市民の多様な活動を促進し、協働してまちづくりを实践するまち、行財政改革の推進により信頼される行財政運営を持続できるまちをつくります。

まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

めざす都市像

希望都市

交流都市

成長都市

基本目標

基本目標1
健康・福祉

基本目標2
教育・文化

基本目標3
環境・安全

基本目標4
産業・労働

基本目標5
生活・都市基盤

支えあい
健やかに
暮らせるまち

人と文化を
育むまち

美しい環境に
つまれた
安全なまち

活気ある
産業のまち

快適な
生活環境のまち

政策

- ① 健康づくり・地域医療の充実
- ② 地域福祉の推進
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 障がい福祉の充実
- ⑤ 高齢者福祉・介護の充実
- ⑥ 社会保障制度の充実

- ① 「生きる力」を育む学校教育の推進
- ② 信頼され、魅力ある学校づくりの推進
- ③ 家庭・青少年健全育成の推進
- ④ 社会教育の充実
- ⑤ 歴史の継承と創造
- ⑥ 読書活動の充実
- ⑦ 芸術文化の振興
- ⑧ スポーツ活動の推進
- ⑨ 大学との連携
- ⑩ 交流の促進

- ① 環境の保全
- ② 廃棄物対策の推進
- ③ 水と緑の空間の充実
- ④ 防災体制の充実
- ⑤ 消防・救急体制の充実
- ⑥ 交通安全の推進
- ⑦ 防犯対策の推進
- ⑧ 消費生活の安定

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 企業誘致・新産業の創出
- ⑤ 観光の振興
- ⑥ 労働環境の整備

- ① 市街地整備の推進
- ② 居住環境の充実
- ③ 道路の充実
- ④ 交通の充実
- ⑤ 水道の整備
- ⑥ 下水道の整備
- ⑦ 都市景観の形成
- ⑧ 情報化の推進

計画の実現に向けて

基本目標6
行財政運営
・地域

計画の実現に
向けて

政策

- ① 市民参加・協働の推進
- ② 平和と人権尊重社会の推進
- ③ 男女共同参画の推進
- ④ 行財政運営・行革の推進
- ⑤ 広域連携の推進
- ⑥ 政策評価の充実
- ⑦ 情報公開・広報広聴の充実

本市の持つ地理的、経済的条件などをふまえ、活力ある産業の振興や快適な生活環境の確保が図られるような土地利用に努めます。また、長期的に見込まれる人口減少や高齢化の進展に対応し、自然環境を保全する視点から、既存の都市基盤を有効活用した集約型の都市構造への誘導を図ります。

自然と共生したまちを創造するため、都市機能の集約する市街地と森林・農業地域がバランスを保つよう、計画的な土地利用の誘導を図ります。

コンパクトなまちづくりを基調として、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市基盤の既存ストックを活用しながら、総合的な整備等に努めます。市街化区域では、都市の質的な向上や再生をめざし、住環境の整備や再開発などによる有効な土地利用を図るとともに、都市機能の適正な配置と誘導を進め、便利で快適な市街地の形成に努めます。市街化調整区域では、無秩序な都市的土地利用は認めないこととし、農地や森林などの保全に努めます。

住宅地域

- ・市の魅力となっている「身近な緑に囲まれた住宅地」を保全します。
- ・災害に強く、快適な居住環境の実現に向けて整備を進めます。
- ・生活利便性だけでなく、環境や景観に配慮した住環境の整備を図ります。
- ・低未利用地が有効に活用されるよう誘導していきます。

商業・業務地域

- ・幹線道路沿道における商業・業務地の計画的な配置を進めるとともに、住宅地内への商業機能の誘導を図ります。
- ・J R北広島駅周辺は、まちの顔として商業・交流機能等の充実を図ります。
- ・J R上野幌駅周辺は、駅機能を生かした商業・業務機能の立地を図ります。

工業地域

- ・主要幹線道路沿道の市街化区域内において、景観等に配慮しながら、軽工業や流通施設を誘致し、潤いのある沿道環境の形成を図ります。
- ・産業経済活動の活発化と雇用機会の創出を図るため、新たな工業団地の整備を検討します。

農業地域

- ・優良農地の保全・確保や農業関連施設の整備を進め、営農環境の維持・向上を図ります。
- ・農地の持つ「水源のかん養」や「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」などの多面的機能を活用し、市の総合的な環境保全を図ります。
- ・農地の貸借等の推進により農地の有効利用を図ります。
- ・遊休農地の他用途への転用を必要最小限にとどめ、農地としての活用を促進します。

森林地域

- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などの機能が十分に発揮されるよう、無秩序な開発の防止に努め、森林を保全・育成します。
- ・市の緑の骨格となる「西の里地区の国有林」「南の里の森」「仁別・三島の森」「富ヶ岡の森」を保全します。

基本計画

第1章

- 第1節 健康づくり・地域医療の充実
- 第2節 地域福祉の推進
- 第3節 子育て支援の充実
- 第4節 障がい福祉の充実
- 第5節 高齢者福祉・介護の充実
- 第6節 社会保障制度の充実

支えあい
健やかに
暮らせるまち

第2章

- 第1節 「生きる力」を育む学校教育の推進
- 第2節 信頼され、魅力ある学校づくりの推進
- 第3節 家庭・青少年健全育成の推進
- 第4節 社会教育の充実
- 第5節 歴史の継承と創造
- 第6節 読書活動の充実
- 第7節 芸術文化の振興
- 第8節 スポーツ活動の推進
- 第9節 大学との連携
- 第10節 交流の促進

人と文化を
育むまち

第3章

- 第1節 環境の保全
- 第2節 廃棄物対策の推進
- 第3節 水と緑の空間の充実
- 第4節 防災体制の充実
- 第5節 消防・救急体制の充実
- 第6節 交通安全の推進
- 第7節 防犯対策の推進
- 第8節 消費生活の安定

美しい環境に
つまれた
安全なまち

第4章

- 第1節 農業の振興
- 第2節 工業の振興
- 第3節 商業の振興
- 第4節 企業誘致・新産業の創出
- 第5節 観光の振興
- 第6節 労働環境の整備

活気ある
産業のまち

第5章

- 第1節 市街地整備の推進
- 第2節 居住環境の充実
- 第3節 道路の整備
- 第4節 交通の充実
- 第5節 水道の整備
- 第6節 下水道の整備
- 第7節 都市景観の形成
- 第8節 情報化の推進

快適な生活
環境のまち

第6章

- 第1節 市民参加・協働の推進
- 第2節 平和と人権尊重社会の推進
- 第3節 男女共同参画の推進
- 第4節 行財政運営・行革の推進
- 第5節 広域連携の推進
- 第6節 政策評価の充実
- 第7節 情報公開・広報広聴の充実

計画の実現に
向けて

第1節 健康づくり・地域医療の充実**現状と課題**

近年、急速な高齢化が進む中で、がん、心臓病、脳卒中のほか、糖尿病などの生活習慣病が増加し、これに伴い介護状態になる方の増加が社会問題となっています。

疾病の早期発見や治療だけではなく、生活習慣を改善し健康の増進を図るなど、生活習慣病を予防することが重要となっています。

心身ともに健康な子どもが育つよう、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

市民が健康で安心して暮らせるため、救急医療体制を堅持する必要があります。

国民健康保険事業では、無職者や高齢者の加入割合が増加し、保険財政の基盤安定化が構造的な課題となっています。

基本的方向

- 市民が心身ともにいきいきとした生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを推進していきます
- 子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠期からのきめ細かな母子保健の推進と生活習慣病予防の取り組みを充実させ、市民の健康維持の促進を図っていきます。
- 救急急病患者の医療を確保するため、医療体制の連携強化を図りながら市民の健康の推進を図っていきます。
- 国民健康保険事業においては、特定健康診査や特定保健指導に組み込み、加入者の健康の増進を図るなど円滑な事業運営を推進します。

施 策**< 主な内容 >****健康づくりの推進**

- ・健康教育や健康相談などの各種事業の実施
- ・保健センターの整備

保健予防の推進

- ・妊娠・出産・育児に関する情報提供や保健相談・指導の充実、乳幼児の健康診査、感染症予防事業の推進
- ・個別相談、各種検診などによる生活習慣病の予防対策の実施

医療体制の充実

- ・夜間や休日等における急病患者の医療の確保

**国民健康保険事業の
適正な運営**

- ・保険税の確保および医療費適正化の推進
- ・メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導の推進

第2節 地域福祉の推進

現状と課題

急速な少子高齢化や都市化、核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、だれもが、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、ともに支え合う地域社会の形成が求められています。

身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけではなく、民間や市民団体、地域住民など広範な福祉活動の担い手との連携・協力していくことが必要となります。

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

近年の地域活動の多様化などに伴い、地域福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員などの役割が重要となることから、体制の強化や連携を深めることが必要です。また、ボランティアやNPOなど市民参加型の支え合いや助け合いとともに、地域での支え合いの促進に向け、地域福祉活動に参加するさまざまな市民・団体と協力を図っていく必要があります。

災害時における高齢者や障がい者などの被災者を見逃さないために、日頃からの要援護者の把握と情報の適正な管理が求められています。

基本的方向

- 福祉サービスの適切な利用に向けて、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実を図ります。
- 地域福祉を支え、さまざまなサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。
- 災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくりを進めるため、地域で活動する団体などとの連携により要援護者の把握に努めます。
- 各種調査により多様化する市民ニーズを把握して、保健、福祉、医療の連携によりサービスの効果的な提供を推進します。
- 市民の自発的な活動意欲を尊重し、地域の人材発掘や活動の促進のための仕組みづくりを進めていきます。
- 北広島市福祉環境整備要綱に基づき、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、地震や雪害に配慮した住宅整備を図ります。

施策

< 主な内容 >

地域福祉推進体制の充実

- ・介護や子育て中の家族の悩みを受け止める相談体制の充実
- ・福祉情報の提供体制の充実

地域福祉活動の推進

- ・地域で支えあう仕組みづくりに向けた啓発活動の実施
- ・ボランティアコーディネーターの育成や研修による資質向上

福祉環境の充実

- ・地域の支援ネットワークづくりの推進
- ・公共施設のバリアフリー化、民間事業者への協力要請

第3節 子育て支援の充実

現状と課題

低迷する経済状況が続く中、教育費をはじめとする子育てにかかる経費の増加などにより働く女性が増加しています。一方、子育て環境の変化などから、社会や地域における子育て世代への支援は重要な課題となっています。そのため、各種保育サービスや子育てに関する情報の発信など、子育て全般にわたる支援の充実が求められています。

3歳未満児を中心とした保育需要の増加は近年顕著であり、比較的若い世代が多い大曲地区・西の里地区・輪厚地区における保育需要が高く、地区別の保育所や定員の適正化などが課題となっています。

また、学童クラブの老朽化や狭小、学校からの距離など課題のある学童クラブの移転や施設改善、運営方法などの検討が必要となっています。

子どもたちが遊びや学習を通じて健やかに成長できる場として、児童館（児童センター、児童会館など）の整備が望まれていることから、未整備地区での対応など検討を進める必要があります。

児童虐待への迅速な対応や未然の防止に向けて、関係者との連携、情報の共有など相談体制の強化を図っていく必要があります。

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもについては、発達相談数、子どもや家族、関係機関との調整などのコーディネート業務が増加していることから、支援体制の充実・強化が課題となっています。

基本的方向

- 公立保育園の配置見直しや施設の老朽化対策、民間活力の導入など保育機能の充実を図るとともに、学童クラブの施設整備や定員などについて、利用者ニーズを含めた検討、計画的な整備を推進します。
- 新たな常設の専用施設により地域子育て支援センター事業の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立促進と児童の健全な成長を図るため、総合的な支援を推進します。
- 児童館整備についての検討を進めるとともに、児童の健全育成や遊び場の確保を図ります。
- 増加傾向にある児童虐待・不登校・養育上の問題に対して、未然に防止するための啓発活動や適切に対応する相談体制の充実を図ります
- 発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する療育や家族への相談・支援など、専門的な体制づくりを推進します。

施策

< 主な内容 >

子育て環境の充実

- ・保育所定員のあり方の検討や保育計画の見直し
- ・公立保育園の民営化の推進

ひとり親家庭への支援

- ・就業支援を行う母子自立支援プログラムの策定
- ・母子自立支援員や家庭児童相談員の体制強化

児童の健全育成

- ・児童館整備の基本方針の策定
- ・虐待の未然防止や早期発見・早期対応の強化

療育指導の充実

- ・発達障がいなどのある子どもをもつ家庭への支援の充実
- ・発達相談、幼稚園・保育園からの相談などに対応した相談体制の整備

第4節 障がい福祉の充実

現状と課題

平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、三障がい施策の一元化が図られ、自立支援給付・地域生活支援事業等が行われており、障がい者自身が事業者と契約を結び、主体的にサービスを選択できるようになりました。

障がい者が地域社会で自立し、主体的に生活できるよう、ノーマライゼーションの普及と促進が求められています。

多くの社会福祉施設においては「利用者の地域生活移行に対する支援」に努めています。

障がい者が希望する地域での暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、相談支援・就労支援など、必要な障がい福祉サービスの充実が求められています。

基本的方向

- 障がい者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、相談支援体制などの充実を図ります。
- 障がい者の地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付のほかコミュニケーション支援や日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供を図ります。
- 障がい者の就労促進のため、必要な訓練や活動の場を提供し、就労機会の拡大を図ります。
- 障がい者が地域で安心して生活するため、北広島市自立支援協議会の充実などにより、障がい福祉ネットワークづくりを推進します。
- 障がい者が地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供を図ります。

施 策

< 主な内容 >

社会参加の促進

- ・ 障害者への相談支援・就労支援の充実
- ・ 障がい者の外出を支援するサービスの充実
- ・ 障がいのある人とない人との交流機会の拡大

地域生活支援の充実

- ・ 障がいの状態に応じたサービスの提供
- ・ 点字や手話などの活用による分かりやすい情報の提供
- ・ 自立支援協議会の機能強化・充実
- ・ 障がい者の自立に向けた社会資源の整備・充実
- ・ 障がい者の権利擁護の促進

第5節 高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

急速に高齢化が進展する中、高齢者自身が地域社会において自らの豊富な経験と知識を生かして積極的な役割を果たし、住み慣れた地域や家庭で、安心して心豊かに暮らし、明るく活力に満ちた社会を確立していくことが求められています。

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービス施設を充実し、利用者ニーズに応じていく必要があります。

地域包括支援センターは、民間委託により4か所開設され、介護予防支援業務や総合相談支援事業などの相談に応じていますが、相談件数の増加に伴い、地域包括支援センターの充実強化が必要です。

認知症対策では、予防事業や家族支援事業を推進するとともに、地域で支える体制づくり、認知症への理解を深め予防からケアまでの系統的な体制づくりを進めていく必要があります。

高齢者が地域の中でいきいきと生活を送ることができるよう、老人クラブ活動の促進や世代間交流事業、趣味を生かしたサークル活動やボランティア活動など生きがいや社会参加の拡大を図っていく必要があります。

基本的方向

- 自分の健康は自分で守ることを基本にしながら、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、生きがいをもって生活を送ることができる機会と場を提供していきます。
- 高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。
- 高齢者のニーズを的確に把握し、地域住民、民間団体、関係行政機関などの連携を図りながら、利用者の立場に立ったサービスを総合的に提供できる体制づくりを進めます。
- 高齢者が自立した生活を続けていくために介護予防対策を積極的に推進します。
- 認知症の早期発見と適切な認知症ケアを充実していくとともに、認知症に対する理解と支援の輪を広げていきます。
- 要介護の状態になっても、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅支援体制の整備に努めるとともに、介護施設サービスの充実、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

施策

< 主な内容 >

生きがいと社会参加の促進

- ・高齢者の社会参加を促し、生きがいのある生活の実現に向けた支援の実施

介護予防と自立の支援

- ・高齢者の健康や介護予防に必要な知識普及の促進
- ・要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握、各種事業への参加促進などによる自立生活の支援

介護サービスの充実

- ・地域密着型サービス施設の整備による介護サービスや在宅福祉サービスの充実

地域支援体制の推進

- ・介護・保健・医療との連携や、地域の関係者を含めたネットワークづくりの強化
- ・関係機関等との連携による高齢者の尊厳確保と虐待防止への取り組みの推進

第6節 社会保障制度の充実

現状と課題

今日の急速な少子高齢化の進行は、医療・福祉など様々な政策に影響を及ぼしているが、特に急激な経済の悪化は、低所得者層や社会的、身体的ハンディキャップを抱える世帯等に大きな影響を与えています。

生活困窮による相談は、傷病、高齢による勤労収入の減少に伴うものが多く、年々増加する傾向にあります。

生活保護による適正な援護を実施するために、経済的支援とともに自立への援助体制を充実することが必要です。

重度心身障がい者やひとり親家庭等の社会的、身体的ハンディキャップを負っている方に対する医療面での経済的負担を軽減する医療費助成は、継続して実施する必要があります。

乳幼児等の医療費に対する助成については、少子化社会といわれている今日、次代を担う子どもが健やかに成長することや女性が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として、さらなる充実が求められています。

基本的方向

- 生活に困窮する人に対する相談・指導の充実を図ります。また、保護が必要な人には生活保護制度により、生活を保障するとともに、就労指導や生活指導により自立の助長を推進します。
- 重度心身障がい者やひとり親家庭の医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- 乳幼児等における疾病の早期受診、医療面からの子育て支援として、医療費の助成の充実を図ります。

施策

< 主な内容 >

低所得者援護の充実

- ・生活に困窮する人の相談体制の充実、各種制度の活用促進
- ・被保護世帯の生活実態の把握による生活保護の適正な実施及び就労相談・指導の推進

医療援護の推進

- ・重度心身障がい者およびひとり親家庭等に対する医療費の助成
- ・乳幼児等に対する医療費助成の拡充

第1節 「生きる力」を育む学校教育の推進**現状と課題**

変化の激しい社会の中で、北広島市の子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性、基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、よりよく問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための健康・体力など、「生きる力」を育むことが求められています。

核家族化や少子化、女性の社会進出などが進む中、家庭における教育環境が著しく変化していることから、幼児の心身の調和のとれた発達を促し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が求められています。

児童生徒を取り巻く環境が大きく変化し、自然や生命を尊重する心、美しいものに感動する感性や正義を重んじる心といった豊かな心を育む教育の充実が求められています。

いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制を充実するとともに、学校と家庭、関係機関、地域が緊密に連携し、継続的な取組みを進める必要があります。

これからの児童生徒には、学習意欲の向上や学習習慣の確立を通して、基礎基本をしっかりと身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる「確かな学力」の育成が求められています。

健やかな体を育む基礎となる学校体育の充実とともに、体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の育成が必要です。また、関係機関と連携し、性や薬物乱用に関する指導や啓発活動を促進するとともに、危機管理体制の確立と地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを促進する必要があります。

特別支援学級で学んでいる児童生徒の障がいは多様化しており、個人差も大きくなり、これまで以上に一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する教育課程の編成、実施が求められています。一人ひとりの教育的ニーズに応じ、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室において適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育の推進体制の充実が必要となっています。

基本的方向

- 幼児の心身の調和のとれた発達を促し、「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実します。
- 自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性、正義を重んじる心などの「豊かな心」を育む教育を充実します。
- 基礎基本をしっかりと身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる「確かな学力」を育てる教育を充実します。
- 体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など「健やかな体」を育てる教育を充実します。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じ、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室において適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育の充実に努めます。
- 国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など「社会の変化や課題に対応できる力」を育む教育を充実します。

施 策

＜ 主 な 内 容 ＞

幼児教育の振興・充実

- ・ 多様な体験を重視した特色ある幼児教育への支援
- ・ 幼稚園等と家庭、地域及び幼稚園、保育所、小学校との連携の推進
- ・ 幼稚園活動への支援

豊かな心を育む教育の充実

- ・ 人を思いやる心や人とかかわる力を育てる豊かな体験活動の推進
- ・ 基本的な倫理観や思いやりの心などを育む道徳教育の推進
- ・ 読書活動の推進
- ・ よりよい人間関係を醸成する生徒指導の充実

**確かな学力を育てる
教育の充実**

- ・ 個に応じたきめ細かな指導の充実
- ・ 問題解決的、探求的な学習の推進

**健やかな体を育てる
教育の充実**

- ・ 保健教育や体力向上の取組みの推進
- ・ 家庭や地域と連携した食育の推進

特別支援教育の充実

- ・ 通常の学級、特別支援学級、通級指導教室でのニーズに応じた指導・支援の充実
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした全教職員による推進体制の充実

**社会の変化や課題に
対応した教育の推進**

- ・ 外国語指導助手のもとでのコミュニケーション能力の育成
- ・ 情報活用能力の育成や情報モラル教育を推進

第2節 信頼され、魅力ある学校づくりの推進

現状と課題

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めることが求められています。また、学校からも適時適切な情報提供を行い、学校、家庭、地域が協働して学校改善への取組みを進めていくような、地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりも求められています。

家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進するとともに、学校関係者評価による学校評価の結果や、教育活動の成果を保護者や地域へ周知する広報活動などを充実する必要があります。

地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど、学校と地域の双方向の連携を推進する必要があります。

学校が、家庭や地域の信頼に応え、公教育としてよりよい魅力のある学校づくりを進めるために、人・物・経費・システム・組織などの教育環境をより社会の変化や実態にあったものに整備していくことが求められています。

教育施設の老朽化や児童生徒数の増減に対応して、安心・安全な魅力ある施設の整備を進めるとともに、学校規模の適正化を検討する必要があります。

時代の変化に対応して、新しい教育システムへの取組みや、学校への支援を支える制度の充実、学校の活性化を図る教職員の資質向上の必要があります。

今日の経済状況の中で、勉学に意欲的な生徒や学生が、経済的な理由で就学が困難になっている傾向が見られ、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

基本的方向

- 学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクルに基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校評議員の活用などを通して信頼性の向上と学校改善を図る開かれた学校づくりを推進します。
- 新しい教育システムによる魅力ある教育活動や安心して教育活動が行える学校づくり、質の高い学びを支える環境づくりなど社会の変化や実態にあった教育環境の整備を促進します。

施策

< 主な内容 >

開かれた学校づくりの推進

- ・家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動の推進
- ・学校経営プログラムによる学校経営と学校改善の推進
- ・学校と地域の双方向の連携の推進

教育環境の整備

- ・適切な教職員評価を通じた教職員の資質向上
- ・適正規模の集団の中で学ぶことができる環境づくりの推進
- ・学習環境の向上に配慮した施設・設備の整備
- ・小、中、高等学校教育等への就学の支援

第3節 家庭・青少年健全育成の推進

現状と課題

青少年の健全育成の基本である、家庭、学校、地域を取り巻く社会情勢は、少子化や核家族化の進行、教育力の低下、膨大な量の情報等の影響を受け、家庭教育の在り方をめぐる問題は複雑さを増しています。

不登校児童生徒は増加傾向にあり、その要因は複雑多様化しており、今後も指導・相談体制はもとより、訪問指導においても充実していく必要があります。各小中学校には心の教室相談員を配置して、児童生徒の悩み事などの相談に当たっていますが、今後も学校や中央児童相談所などと連携を強化していく必要があります。

本市では、こどもサポートセンターの相談・支援体制の確立や子供の体験活動の実施など、家庭、学校、地域との連携による青少年の健全育成を図ってきました。

インターネット上で、新しい形のいじめや犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルが全国的に多発しています。このことから、子どもに情報モラル向上の指導や保護者への啓発をさらに進めていく必要があります。

子どもを狙う不審者の出没や犯罪被害は憂慮される問題となっており、子どもが安全で安心して生活できるよう、地域で子どもを守り育てる活動や機運の醸成が求められています。

基本的方向

- 基本的な生活習慣や自立心の育成など、家庭での教育力向上やあたたかな家庭づくりへの支援を進めます。
- いじめ・不登校の問題を早期に解消するため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。
- 青少年が健やかに育む、安心・安全な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。

施 策

< 主 な 内 容 >

家庭の教育力向上への 支援の充実

- ・市民、関係団体と連携し、家庭教育を支援する柔軟なネットワークの充実

教育相談体制の充実

- ・訪問指導アドバイザー（臨床心理士）、不登校児童生徒訪問相談員など専門的知識を有する人材の積極的な活用
- ・「みらい塾」における学習指導や社会体験活動の実施

地域が支える 健全育成活動の充実

- ・家庭、学校、地域との連携強化による地域の教育力向上や各地区健全育成連絡協議会の育成活動支援
- ・各種大会や地域の安心安全講座などを通じた全市的な意識高揚

第4節 社会教育の充実

現状と課題

自由時間の増大を背景に、生きがいや心の豊かさを求める時代となり、自己の充実を図る上で、生涯学習に対する市民の関心が高まり、学習活動に対するニーズは多様化・高度化しています。市民の主体的な学習活動への支援の充実や、学ぶ機会としての社会教育の充実が求められています。

市民の学習ニーズは、これまでの趣味・教養的な自己実現型だけでなく、少子高齢化に対応した福祉・健康・環境・子育て・防犯などの日常生活や、地域の課題解決に向けた学習機会への要望も増加しています。

また、多様な学習機会を創出するとともに、必要な情報が適切に提供されるためのシステムづくりが求められてきていることから、市民の学習ニーズを的確に把握し、市民が主体的・意欲的に生涯学習に参加できるよう、学習プログラムを工夫していく必要があります。

団塊世代の地域社会への参加が進んでおり、これらの方々地域での生涯学習や市民活動の担い手として、主体的に学ぶことができ、学習成果をわかちあうことのできる活動を支援していくため、学習環境を整備していく必要があります。また、これらの活動を円滑に進めていくためにも、関係施設・設備などを充実していくことが必要です。

基本的方向

- 時代にあった生涯学習の基礎づくりを進めるためにも全市的な取組みはもとより、各地域の特色を生かした市民の主体的な生涯学習活動の支援を推進します。
- 社会の変化に適切に対応していくために、社会の要請や個人の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。
- これらの学習活動を効果的に支援していくために、学習情報の提供や施設・設備の充実など学習環境の整備を促進します。

施策

< 主な内容 >

学習活動への支援の充実

- ・学習機会の充実や、社会教育関係団体、市民の主体的な学習活動に対する支援
- ・学んだ成果などを生かす機会や相互に交流する場の提供

学習機会の充実

- ・世代別の学習ニーズに応える多様で豊かな学習機会や、世代間交流の機会の提供
- ・社会教育施設や公共施設の利用に関する情報の共有化、ネットワーク化の促進

施設の充実による 学習環境の整備

- ・市民がより利用しやすい社会教育施設の運営
- ・学習環境の整備、既存施設の有効活用

第5節 歴史の継承と創造

現状と課題

国指定の史跡である旧島松駅逕所や、特別天然記念物野幌原始林などの貴重な文化遺産や、太古の様子を物語る自然化石など守り、を次の世代へ正しく継承していく必要があります。

市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが大切です。

市民自らが、郷土の歴史と文化の理解に努めるとともに、次の世代へ継承するための取組みとして、地域の遺産をあるがままに保存し、活用する「北広島エコミュージアム構想」を進める必要があります。

基本的方向

- 市民のだれもが北広島を良く知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、学習機会の充実や市民参加による事業を推進します。
- 郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などにふれることができる環境の整備を行います。

施 策

< 主な内容 >

エコミュージアム 構想の推進

- ・郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用
- ・郷土に関する学習や体験学習を通じた郷土愛の育成のための環境整備

文化財の保存と活用

- ・史跡や歴史資料の適切な保存・活用による文化財保護の推進
- ・郷土の歴史、民族、地誌、自然等の学術資料の調査研究、市文化財の指定保存
- ・郷土芸能、伝承事業に対する支援

第6節 読書活動の充実

現状と課題

北広島市図書館は、平成10年にオープンし、開館後10年で貸出し500万冊に到達するなど、市民の読書・生涯学習拠点として大きな役割を果たしてきました。今後も国が示す「これからの図書館像」を指針とするプランの策定と実施により、今まで以上に図書館サービスの充実を図ることが求められています。

現在の図書館や学校図書館は、民間事業者・市民などの多くの参加が図られており、官民協働を基盤とした生涯学習の拠点としての成長が期待されています。

子どもの豊かな心を育むため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動推進計画」の策定と、地域と学校が一体となった実施が求められています。

基本的方向

- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、市民との協働により図書館サービスの充実を図ります。
- 子どもの読書活動については、新たな「子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域が一体となった推進をめざします。

施策

< 主な内容 >

図書館サービスの充実

- ・図書や雑誌などの充実と、地域・学校の読書ネットワークの整備など利用しやすい環境づくりの推進
- ・市民との協働による読書を楽しみ、学びあう市民意識の醸成
- ・幼児から高齢者まで、生涯を通じた読書活動の充実

子どもの読書活動推進

- ・「北広島市子どもの読書活動推進計画」の策定と実施
- ・学校図書館における読書環境の整備・充実
- ・図書館、学校、読書ボランティアとの連携の推進

第7節 芸術文化の振興

現状と課題

社会情勢が大きく変化する中、価値観の多様化などに伴い、心の豊かさや生活への潤いが求められており、ますます人々の芸術文化への関心が高まっています。

本市では、芸術文化ホール開設以来10年余りが経過し、芸術文化を鑑賞する場や活動する機会の充実が図られてきました。

市民が芸術文化に親しむことができる地域住民との協働による多様な環境を充実させることが必要です。そのため、関係機関との連携や、市民が主体的に取り組む活動を支援する体制の整備などをさらに進める必要があります。

基本的方向

- 市民が主体的に取り組む芸術文化活動を積極的に支援し、個性豊かな地域文化の創造に向けた芸術文化の振興に努めます。
- 市民が芸術文化に親しむことができる環境を充実させるとともに、市民等との連携による芸術文化ホールの運営を進めます。

施策

< 主な内容 >

個性豊かな地域文化の振興

- ・個性豊かな地域文化の創造と広域的なネットワークによる芸術文化活動を展開
- ・市民が芸術文化を気軽に体験できるセミナー等の提供
- ・芸術文化活動に取り組む市民や団体・サークルを支援

市民等との連携による 芸術文化活動の展開

- ・地域の文化活動を支援する法人・企業等と地域貢献活動(メセナ)を生かした事業の展開
- ・芸術文化ホールなどの活用による芸術文化に親しみやすい環境の充実

第8節 スポーツ活動の推進

現状と課題

市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

健康志向の高まりや、団塊世代の定年等によるライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズや利用者層の変化に応じた健康・体力づくり機会の拡充が求められています。

日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援する施設の機能充実と計画的な整備に努める必要があります。

本市では、住民プールの簡易温水化など施設の機能の向上や、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を提供するため、各種スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放などに取り組んできました。

子ども達を取り巻く環境の変化に伴い、小中学生の運動不足や体力低下、スポーツ離れなどが問題となっています。スポーツなどを通じて、子どもの心と体の発達を支援することが重要になってきていることから、幼年期を含めたスポーツ活動の底辺拡大を図る必要があります。

基本的方向

- 市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。
- 競技スポーツを振興するため、スポーツ選手の育成や支援に努めます。
- 全道大会や全国大会への出場など、大きな目標をもった青少年の夢と希望を実現する競技スポーツの振興を図ります。
- 多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。

施策

< 主な内容 >

健康で生きがいのある スポーツ活動の促進

- ・市民との協働による各種スポーツ教室やスポーツ活動の推進
- ・スポーツフェスティバルなどのスポーツ事業の推進

競技スポーツの振興

- ・北広島少年スポーツアカデミー事業による選手の強化育成や底辺拡大、指導者の養成
- ・全国大会等の出場費助成やスポーツ賞等の表彰などスポーツ活動の振興と奨励

スポーツ施設の整備と運営

- ・利用しやすいスポーツ施設の計画的な整備・改修
- ・学校開放事業をはじめとしたスポーツ環境の向上

第9節 大学との連携

現状と課題

今日、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化の振興を図るとともに、産学官連携による共同研究などさまざまな分野での連携を強めることで、地域の特性を生かすための取組みが進められています。

本市にある道都大学は、3学部（社会福祉学部、経営学部、美術学部）4学科（社会福祉学科、経営学科、デザイン学科、建築学科）を有し、地域に密着した個性的で特色ある高等教育が行われています。

道都大学とは、各種審議会や委員会など、大学のもつ人材や英知をまちづくりに生かすため、連携を深めてきました。

今後も引き続き大学との連携を深めるとともに、大学生による地域でのイベント企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・NPOなどの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

基本的方向

- 市、大学、市民のネットワークを形成し、大学の持つ人材や英知を生涯学習やまちづくりに生かし、地域の活性化を図るため、大学との連携・協力を進めます。
- 学生による地域との交流や多様な活動への参画など連携を促進します。

施策

< 主な内容 >

大学との連携

- ・道都大学との連携・協力、各種スポーツ教室などの推進
- ・地域に開かれた教育を推進するための生涯学習機会の提供
- ・産学官連携による共同研究など地域振興に貢献する取組みの推進

第10節 交流の促進

現状と課題

芸術文化ホールやエルフィンパークでは、各種の講演会やコンサート、市民団体によるフリーマーケットや各種展示会、地元農産品の即売などが開催され、市民同士の交流が展開されています。

隣接する札幌市厚別区、江別市との交流では、森林浴ウォーキングや軽スポーツ、地域子育て支援などを通じて市民相互の交流を実施しています。

行政界を越えた市民の余暇活動や経済活動等に合わせて、エルフィンロードや芸術文化ホールを活用しながら広域的な交流を広げていく必要があります。

道央馬追サイクルネットワークや札幌恵庭自転車道の整備に合わせ、南空知圏や恵庭市などとの広域的な交流を図る必要があります。

姉妹都市である東広島市とは、商工会や県人会レベルでの交流や、祭りやイベントを相互に訪問したり、こども大使として小・中学生を相互に派遣するなど、さまざまな交流を行っています。今後はこれまでの交流を土台にしながら、市民レベルの交流につなげていく必要があります。

市民生活の場における国際化が着実に進行しています。本市においても市民による国際交流団体の活動やホームステイの受入れなどが行われています。国際化がさらに進展する中で、地域や個人レベルでの国際理解と国際交流をさらに促進していく必要があります。

基本的方向

- 広域交流による交流人口の増加を図り、人や物などのネットワーク化を推進します。
- 地域間の交流と連携を深め、市民のさまざまな交流を促進します。
- 教育文化、経済など多方面にわたる姉妹都市との交流を展開し、いっそうの市民レベルでの交流を推進します。
- 国際感覚豊かな人材を育成するため、地域や個人レベルでの国際理解と国際交流を促進します。

施策

< 主な内容 >

広域的な交流の促進

- ・周辺市町村との市民レベルの交流機会の拡大やイベント情報の充実などによる交流人口の増加
- ・市内施設の交流機能とJR北広島駅の交通結節機能を活用した交流活動の促進

姉妹都市交流事業の拡充

- ・姉妹都市との市民レベルの交流促進による相互理解・連携意識の醸成
- ・東広島市との多面的な交流の推進
- ・地域の特性を生かした教育文化、経済など幅広い交流の推進

国際交流の促進

- ・国際交流の推進および国際理解を深める各種機会の提供
- ・市民活動との協働による国際交流活動の推進

第1節 環境の保全

現状と課題

科学技術の進歩がめざましい経済発展をもたらしましたが、その一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が発生しています。地球温暖化はエネルギーを使用するすべての社会活動が原因となるため、環境問題の中でも最も解決が困難なものであり、市民・事業者・行政などさまざまな主体が、環境への負荷が少ない循環型社会システムの構築に向けて、努力していく必要があります。

近年は、大気汚染、水質汚濁、悪臭など典型7公害に加え、ダイオキシン類等の化学物質による環境への影響が社会的な不安要因となっています。大気や水環境の保全是もとより、科学物質による環境汚染を監視し、新たな環境リスクを低減するための取組みが必要です。

安らぎや心の豊かさといった価値観が大切にされるようになり、豊かな自然や美しい景観に対する市民のニーズが高まっています。市民が気軽に触れ合うことができ、多様な生物が生息できる、良好な自然環境を保全していく必要があります。

快適な衛生環境のため、井戸水や浄化槽の適正管理、斎場や霊園の整備など、清潔で快適な公衆衛生の保持・改善を推進していく必要があります。

基本的方向

- 環境基本条例、環境基本計画に基づき、計画的、総合的な環境施策を推進します。
- 市民参加により消費廃棄型社会から資源循環型社会への移行を進め、低炭素社会の構築に向けた長期的な環境負荷低減への取組みを推進します。
- 健康で安全に暮らせる快適な生活環境を保全するため、監視パトロールによる公害の発生源に対する指導の徹底を図るなど、環境汚染の防止に努めます。
- 自然環境の保全と健全な生態系の維持をめざし、特定外来生物や有害鳥獣の駆除による農作物などへの被害発生防止に取り組みます。
- 市民が環境に配慮した活動に参加できる地域コミュニティづくりを進め、環境教育の啓発や市民・事業者・行政などの連携を促進します。
- 上下水道の未整備地区における衛生環境の改善や畜犬登録、狂犬病予防接種の促進を図ります。
- 市民の墓所需要に対応するため、霊園の整備等を図るとともに、火葬場の整備について検討を進めます。

施 策

< 主な内容 >

地球環境の保全

- ・再生可能エネルギーへの転換
- ・省エネルギーの取組みやグリーン購入、低公害の車導入

公害対策の推進

- ・公害の発生源となる工場、事業所の指導、監視、測定
- ・ゴルフ場での使用農薬の低減に向けた測定や指導

自然環境の保全

- ・緑と水空間の保全や創造、緑化に関する啓発事業の実施
- ・多様な生物の生息環境の保全や有害鳥獣の駆除

環境保全意識の向上

- ・企業、学校、家庭などへの環境啓発、環境教育の推進
- ・NPO、市民団体などによる自主的な環境活動の支援や連携促進

環境衛生の充実

- ・合併浄化槽の設置の促進
- ・霊園の計画的整備
- ・火葬施設の建て替えに向けた検討

第2節 廃棄物対策の推進

現状と課題

資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をめざす取組みが全国的に始まり、循環型社会にふさわしい3Rの実現に向けた取組みが進められています。(3R～リデュース=発生・排出抑制、リユース=再使用、リサイクル=再資源化)

平成20年10月に家庭ごみの有料化を導入したことにより、ごみの減量化が進んでいますが、今後も減量化が持続するよう対策を行っていく必要があります。

広域処理施設の稼働予定が延期となったことから、可燃ごみの処理について独自処理を含めた検討を進めなければなりません。

ごみの排出抑制や再資源化などにより最終処分場の延命化を図るとともに、処分場周辺の環境整備対策の見直しを行う必要があります。

高齢化社会の急速な進行により、ごみ排出が困難な方の増加が想定されることなど、状況に応じて収集体制などを見直しをする必要があります。

不適正排出や不法投棄防止対策のため、パトロールの強化や指導の充実を図る必要があります。

基本的方向

- ごみの減量化とリサイクルを推進するため、資源回収の促進やリサイクル意識の高揚を図ります。
- ごみの減量化・資源化対策により最終処分場の延命化を図るとともに、第6期最終処分場の整備、最終処分場周辺の環境整備を充実します。
- 可燃ごみの処理方法について検討を進めます。
- 容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行うほか、新たにリサイクル可能な資源物の分別、収集方法等の検討を行い家庭ごみの効率的な収集運搬及び処理を推進します。

施策

< 主な内容 >

ごみの減量化 ・リサイクルの推進

- ・ごみの減量やリサイクル等に関する情報提供、家庭ごみ排出抑制の推進
- ・集団資源回収や生ごみ堆肥化容器などの利用促進

ごみ処理体制の充実

- ・第6期最終処分場の整備および周辺環境整備の実施
- ・リサイクルの推進および効率的な収集運搬、処理

第3節 水と緑の空間の充実

現状と課題

身近に森林や緑地があり、緑の豊さが本市の特色となっていますが、森林整備等が行き届かず放置状態が続くなど、森林の有する多面的機能が低下してきている状態にあります。森林を含めた緑の果たす役割の重要性を森林所有者や市民などに啓蒙し、協働による緑の保全や整備への取組みを進める必要があります。

豊富な森林など緑の資源を保全、育成するため、平成16年度に「緑の基本計画」を策定して南の里特別緑地保全地区を指定しました。また、国の補助制度や森林ボランティアグループによる整備、自然観察や森林浴などを楽しむことのできる場所の提供をめざしています。

平成20年度から北広島市公園等住民管理制度を導入し、施設に愛着をもって清掃美化や草刈りを行うなど、地域との協働のもと管理を進めています。

輪厚川の河川敷は、市民と行政がともに管理することにより川に親しむ空間として定着してきていることから、小さな子どもでも安心して川遊びができるような憩いのひろばとして親水空間の機能が損なわれないよう保全していく必要があります。

基本的方向

- 緑のまちづくり条例やまちづくり指針に基づき、開発事業者に対し指導を行いながら、緑と調和したまちづくりを進めます。
- 民有林所有者の理解と協力を得ながら、緑の保全と緑化の推進を図ります。
- 自然や緑を大切に作る心を育むため、市民協働による緑化を推進します。
- 北広島市森林整備計画に基づく森林施業計画に沿って市有林の整備を図ります。
- 花と緑の美しいまちづくりを支える基盤づくりを促進します。
- 市民と行政が協働して河川環境を守り、うるおいのある水辺空間の形成を図っていきます。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、市民が安全・安心に利用できる憩いの場の提供を促進します。

施策

< 主な内容 >

緑化の推進

- ・新たな事業の推進や緑を取り巻く環境の変化に対応するため、緑の基本計画の一部見直し
- ・緑のまちづくり条例に基づく緑保全地区の指定など緑の保全と緑化の推進
- ・森林保全の推進および市民や所有者等への保全意識の啓蒙・啓発

親水空間の保全

- ・河川の機能に配慮した植樹や花の植栽による緑化の推進
- ・憩いの場としての施設や景観の保全

公園の整備

- ・憩いやコミュニティの場として親しめる公園・緑地整備の推進
- ・公園機能の改善、多世代型公園への転換の検討

第4節 防災体制の充実

現状と課題

災害に強いまちづくりを進めるため、避難所・収容施設となる学校施設の大規模改修や公共施設の耐震化、災害危険箇所の整備強化など総合的な整備対策が必要となっています。

狭隘あるいは位置的な理由で避難所として適さない箇所については、地域の配置バランスなども考慮し、避難所の指定を見直すとともに高齢者や障がい者が、被災時に避難生活を安心して送れるよう福祉避難所を新たに検討する必要があります。

備蓄食糧等は消費期限があることから、災害時に確保が可能な品目以外の備蓄を検討するなど、備蓄品目や備蓄量を見直す必要があります。

地域の防災力を強化するためには、研修や訓練などを通じて地域住民の防災意識を高めるとともに、地域内での援護協力体制が重要であることから、今後も自主防災組織の育成や支援を図り、防災活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

森林の有する多面的機能（水源涵養、土砂崩壊防備など）を高め、自然災害の発生や二次的被害を未然に防ぐため、森林整備の取組みを進めていく必要があります。

千歳川流域の治水対策の早期実現を図るために、流域自治体及び関係機関と連携して、「石狩川水系千歳川河川整備計画」、「千歳川流域治水対策整備計画」に基づく総合的な治水対策を促進していく必要があります。

基本的方向

- 災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりをめざし、総合的かつ広域的な防災対策を推進します。
- 災害の規模・様態によっては必要となる物資の輸送に支障をきたす場合があることから、防災用食料及び資機材の分散備蓄を図っていきます。
- 市民の防災意識の高揚を促しながら、自主防災組織など自主的な防災活動を支援・促進します。
- 自然災害の発生を未然に防止するため、森林や河川の整備などの治山・治水対策により、災害に強いまちづくりを推進します。

施策

< 主な内容 >

防災対策の推進

- ・民間企業、団体等との協力協定の締結、自治体間の相互応援体制の確立など総合的かつ広域的な防災体制の充実・強化
- ・災害時要援護者の避難支援計画の策定

自主防災組織の充実

- ・自主防災組織など自主的な防災活動の支援・促進
- ・防災センターの活用、広報活動や出前講座の実施

治山・治水の推進

- ・森林の保全や河川整備などの治山・治水対策の推進
- ・市有林の整備地域拡大の推進
- ・東の里遊水地の利活用についての施設整備の検討
- ・排水機場の機能充実・強化

第5節 消防・救急体制の充実

現状と課題

都市化や高齢化の進行など社会状況が大きく変化し、災害や救急の態様も複雑多様に変わりつつあることから、各種災害などに迅速かつ的確に対応するため、専門的知識と高度な技術を有する人材の育成や資機材の整備などが重要となります。また、個人情報秘匿化や災害情報のデータ伝送など、消防救急無線のデジタル化による通信の高度化が求められています。

救急体制については、救急救命士の処置範囲の拡大が進められていることから、対応する救命士の養成を促進するとともに、医療機関との連携を強化する必要があります。

一般の方のAED（自動体外式除細動器）の使用が認められ、施設への設置促進と、救命講習会による応急手当の知識と技術の普及を図る必要があります。

消防活動において大きな役割を担っている消防団については、常備消防との連携、効果的な訓練の実施や地域に密着した活動の展開を図るとともに、団員の確保と知識と経験の伝承が行える環境づくりが必要です。

核家族化、高齢化が進み、障がい者を含む災害弱者が増加していることから、自主防災組織などと連携し、地域防災力の向上を図る必要があります。

基本的方向

- 複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため、消防体制の充実・強化を図ります。
- 消防の広域化を推進し、より効率的で効果的な消防体制を構築します。
- 消防救急無線デジタル化に向けて、関係機関と連携し、指令業務の共同運用と併せ効率的な整備を進めます。
- 市民に対する防火意識の普及啓発を進めながら、地域ぐるみの自主防災組織と連携し、防火安全対策の強化を図ります。
- 予防査察を強化し、安全管理対策の充実を図ります。
- 消防団員の確保や、地域防災力の強化に向けて消防団の充実を図ります。
- 救急業務体制の充実に努めるとともに、市民を対象とした救命講習会を開催し、救命率の向上を図ります。

施策

< 主な内容 >

消防体制の充実

- ・ 消防の広域化、通信指令業務の共同運用および消防救急無線のデジタル化による通信指令業務の高度化
- ・ 消防署大曲出張所の移転・整備、消防車両の計画的な更新

火災予防の推進

- ・ 防火・防災意識の啓発などによる地域の防災力の充実
- ・ 防火対象物や危険物施設のデータベースの構築、事業所の適正な防火管理の推進

救急救命体制の充実

- ・ 医療機関との連携強化、メディカル・コントロール体制の推進
- ・ 新型インフルエンザなど感染症対応のための装備の充実

第6節 交通安全の推進

現状と課題

全国の交通事故による死者数は、道路交通法の改正や交通安全運動の積極的な推進により、平成19年には54年ぶりに5,000人台まで減少し、平成20年には、第8次交通安全基本計画の目標値である「5,500人以下」を2年前倒して達成しています。

北海道では、平成17年から交通事故死亡者数ワーストワンを返上し、平成18年からは毎年300人以下で推移しています。これまでで最多となった昭和46年の889人と比較すると7割以上も減少しています。

本市は、国道36号・274号、道道江別恵庭線・栗山北広島線などの主要幹線道路が通っているため通過交通量が多く、交通事故の危険性が高い地域と言えます。

平成19年から交通事故発生件数は300件を下回っておりますが、全国同様、事故に占める高齢者の割合が増加しており、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全教育の充実のほか、交通安全施設の整備にも努める必要があります。

基本的方向

- 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の浸透を図ります。
- 安全で快適な市民生活の実現を目指して、市民、企業、地域、関係行政機関が連携して、積極的に交通安全対策を推進します。

施 策

< 主な内容 >

交通安全意識の充実

- ・交通安全関係団体等との連携による交通安全意識の啓発
- ・幼児、高齢者への効果的な交通安全教育の充実

交通安全環境の整備

- ・交通安全施設など交通環境の整備の促進

第7節 防犯対策の推進

現状と課題

全国的にも凶悪犯や低年齢化、自己中心的・短絡的な犯罪が発生していることから、防犯や暴力追放の市民ニーズが増大しています。

本市における犯罪件数は、数年前から減少に転じてはいますが、依然として車上狙いや子どもたちに対する不審者からの声かけなども後を絶たず、また、高齢者などを狙った振り込め詐欺なども手口が巧妙化しています。

市内の各地域では、自主防犯団体の結成や青色回転灯装着車両によるパトロール隊が発足するなど防犯意識が高まってきていることから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた総合的な取組みを推進する必要があります。

夜間における犯罪の防止と安全確保のため設置されている街路灯については、老朽化が進んでいることから、自治会などへの支援とともに、防犯のための環境を整備していく必要があります。

基本的方向

○「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」に基づき、市民が安心して暮らせるまちづくりの関する施策を総合的に推進します。

施 策

< 主な内容 >

防犯意識の普及啓発

- ・ 広報活動など防犯意識の普及
- ・ 街頭防犯啓発など啓発活動の推進

犯罪が起りにくい環境づくり

- ・ 公共施設の安全対策、街路灯などの整備支援
- ・ 子どもの見守り活動など地域ぐるみの防犯活動の推進

第8節 消費生活の安定

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化などを背景に、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。

消費者としての正しい知識の普及や啓蒙を行い、消費者の利益保護と消費生活の安定と向上を図る必要があります。

市民の消費生活における被害を未然に防止するため、情報の提供や消費生活相談を実施していくとともに、消費者団体との連携を図りながら、積極的に消費者の意識改革に努める必要があります。

基本的方向

○市民の消費生活の安定と消費者保護のため、複雑多様化する消費生活に関する苦情や相談の適切な対応を図ります。

○消費生活に関する知識の普及など消費者教育の充実を図り、消費生活被害の未然防止に努めます。

施策

< 主な内容 >

消費者教育の拡充

- ・消費生活に関する情報の提供や消費者教育の推進
- ・消費者団体との連携による知識の普及や啓発活動の拡充

消費者保護の推進

- ・消費生活相談員の資質向上
- ・消費者協会への支援

第1節 農業の振興

現状と課題

本市では、中核的な担い手である認定農業者数は、平成21年4月現在で57人であり、58%が60歳以上となっています。高齢化や後継者不足等による減少予測されることから、担い手への効率的な農地集積を進めるとともに、離農者を充足できる新規就農者を拡大していく必要があります。また、さらなる規模拡大や多様化へ安定的に対応するため、個人的経営が主流となっている中核的農家の経営の集約化が望まれます。

優良農地として耕作されている農地及び関連施設は、持続性のある食料生産の基盤として、引き続き生産者や関係機関とともに維持保全していく必要があります。コメの生産調整では、転作率が7割を超え、畑作へ転換した転作田は排水性が低いため、土地改良等により生産性の向上を図る必要があります。離農者の増加により借り手のない農地が耕作放棄地として点在し、耕作地の減少に拍車をかけているため、多方面からの農業参入を視野に入れた農地利用の検討が求められています。

需要の高い市民農園や産地直売型農業、観光農園などの地域資源を活用し、都市住民との交流の場を広げることが求められています。

北広島市、江別市、恵庭市、千歳市を区域とする道央農業協同組合により、営農・生産・販売等の各種事業が多様に展開されており、今後も関係機関との連携を密にして広域的な農業振興に取り組むことが望まれます。

基本的方向

- 担い手や後継者を育成・確保し、農業者の経営体質の強化を進めます。
- 基盤整備等により、経営基盤となる優良農地の確保を図るとともに、農業関連施設機能の維持増進や農業災害の防止対策などを推進し、農業生産の安定を図ります。
- 市民農園や農産物の直売などグリーンツーリズムを進め、都市と農村の交流を深めます。また、大消費地に近い特性を生かし都市住民の需要に即した農業生産の振興を図ります。
- 観光や教育、環境など他の分野と関連させ、複合的な要素により農業振興を図ります。
- 関係機関、団体との連携を密にして財団法人道央農業振興公社による広域的な農業振興の取組みを進めます。

施策

< 主な内容 >

担い手の育成

- ・経営体の農業生産法人化、集団化、機械共同利用などの推進
- ・農業教育研究機関との連携による担い手の育成
- ・認定農業者全体の経営規模の維持、新規就農者の育成

農地の利用・保全

- ・経営基盤である優良農地や関連施設の維持保全
- ・広域的・面的な農地の集積、耕作放棄地の解消

都市住民との交流

- ・市民農園、直売所、観光農園、農家レストラン等の整備促進
- ・食農教育など消費者と生産者の交流を深める地産地消の推進

生産・流通の振興

- ・道央農業協同組合等との連携による生産流通や経営基盤の安定化
- ・安全な農産物の生産、生産組織等と連携した生産技術向上

第2節 工業の振興

現状と課題

我が国は、グローバル化した経済社会において、原油価格や原材料の高騰、米国発の金融危機を発端とした百年に一度と言われる経済危機の影響を受け、輸出産業を中心とした景気や雇用が低迷しており、本市においても工場の統廃合などの状況が現れています。

本市は道央圏の中心部に位置し、大消費地である札幌市に隣接していること、交通の便に優れていることなどから、平成21年現在、5か所の工業団地に約280社の企業が立地しており、大曲第3工業団地では、道内主要新聞の印刷工場が集中する拠点となっています。

企業が社会的役割を果たし存続していくためには、企業の将来を担う有能な人材の確保が重要であり、技術力の向上や資格等の取得などの能力向上、働く者のモチベーションの向上など人材の育成がますます必要となっています。

厳しい経済環境の中、本市の経済活動を活性化し工業を振興するためには、市内企業間の交流や連携の強化による情報の共有化などが求められています。

基本的方向

- 企業が実施する人材育成への支援等により、地元企業の経営基盤の強化を図ります。
- 技術力の向上や市内企業間における人・物・技術の交流の促進、地域と一体となった企業活動などに対する支援を強化し、経済活動の活性化につなげていきます。

施 策

< 主な内容 >

地元企業の育成

- ・能力開発セミナーへの支援
- ・高度な技術取得のための人材派遣や研修への支援
- ・地元雇用の奨励、市内への移住・定住の促進
- ・地元企業等の受注拡大

市内での連携

- ・市内企業の地域活動や教育活動への支援
- ・産学官の連携による研究開発の促進
- ・市民と市内企業との連携の促進

第3節 商業の振興

現状と課題

長期にわたる日本経済の低迷の中、燃料の高騰や世界的な不況により、製造業の業績悪化、消費の落ち込みが顕著となっています。

中小企業信用保険法に基づき「特定中小企業者」の認定業種が拡充され、北海道の中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付」の利用者が大幅に増加しています。また、市の融資制度も貸付枠の拡大や新規融資メニューの追加など支援を拡充しています。

平成19年の商業統計調査では、本市の卸売業と小売業を合わせた年間販売額は、前回調査（平成16年実施）を上回り、卸売業、小売業ともに増加傾向にあります。

平成12年の大規模小売店舗立地法の施行後、市内主要幹線沿いに大型店舗が進出し、新たな商圈の形成が見られます。平成14年以降は市外からの消費者を新たな商圈に誘導吸収したことにより、購買力流出額が減少傾向にありますが、耐久消費財等の購買は市外へ流出している傾向にあります。

平成20年12月に実施した市民意識調査では、「買い物や娯楽の場が少ない」が2番目に多い不満となって表れています。

各商店街振興会、商工会部会の代表者および市で構成する「商業活性化連絡会議」において、少子高齢化への対応策などについて意見交換や検討を行っています。

基本的方向

- 活発な商業活動が展開されるまちとなるよう、商業活性化の促進や各地域商業の振興、商業経営の安定等を中心とした事業を展開します。
- 北広島市商工業振興基本条例に基づく商工業振興基本計画（平成22年度策定予定）により、各種の施策を実行していきます。

施策

< 主な内容 >

商工業振興基本計画による 施策の実施

- ・北広島市商工業振興基本条例に基づく経済振興策の推進
- ・商工業者の自主的努力を促す施策の推進

各地域商業の振興 ・商業団体の育成

- ・サービスの向上に努める商店街振興会の育成や支援
- ・商業活性化連絡会議による検討など、買い物不便者である高齢者等への対応

商業経営の安定

- ・中小企業や商店の経営安定と組織の育成・強化の推進
- ・新たに進出する企業や創業者への支援
- ・北広島商工会の各種事業への支援

第4節 企業誘致・新産業の創出

現状と課題

北海道は全国に比べて人口減少や少子高齢化の進展が顕著であり、北海道経済を取り巻く環境も厳しくなっていることから、自治体間の企業誘致競争が激化しています。

企業誘致に関する優遇措置の充実などにより、造成が進んでいる「輪厚工業団地」への積極的な企業誘致を行い、早期に完売することが求められます。

平成20年12月に実施した市民意識調査の産業・雇用分野では、「安定した雇用の場の確保」への関心が最も高く、新たな雇用創出や地域活性化は、活力ある都市として持続的に発展していくためには不可欠な要素です。道内有数の地理的優位性を生かし、札幌都市圏における本市の役割を果たすために、環境問題や新エネルギー等に対応した次世代型の新たな産業への転換を視野に置き、新たな工業団地開発を検討する必要があります。

民間企業が所有している産業用分譲地の販売については、民間企業の情報や意向を的確に把握し、立地希望企業の紹介などの支援を引き続き実施するなど企業誘致活動を協働で行う必要があります。

本市の経済が持続的に発展していくためには、企業誘致の推進とともに、本市を拠点として活動する企業や起業家の育成、多様な産業の創出が必要となっています。

基本的方向

- 造成が進んでいる輪厚工業団地の企業誘致を推進するとともに、札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かし、新たな工業団地の開発に取り組むなど戦略的な企業誘致により、活力ある都市の発展につなげていきます。
- 市民起業家の育成、産学官の連携強化による新産業の創出などにより、地域経済の活性化を図ります。

施 策

< 主な内容 >

企業誘致の推進

- ・進出企業に対する支援の拡充強化
- ・環境や景観に配慮するなど新しい時代に対応した工業団地の開発
- ・輪厚工業団地のPRや企業誘致活動の実施

新産業の創出

- ・市民の起業やコミュニティビジネス創業の支援
- ・異業種交流の促進
- ・人材育成や商品開発のための講習
- ・地産地消や商品のブランド化の促進

第5節 観光の振興

現状と課題

本市の観光客の入込客数は、平成15年度以降減少傾向にあり、平成20年度では近隣市の中で最も少ない約75万人となっています。観光客の大半が道内客で、日帰客の割合が高くなっています。今後は、道外客や海外客の誘致など滞在型観光への移行をめざす必要があります。

本市の特色である多彩なゴルフ場、初心者にも親しみやすいスキー場、温泉施設のリゾートの要素などを積極的にPRし、観光客の増加に努める必要があります。

コンベンション開催機能を有するホテルを利用し、大規模なイベントや会議の誘致活動を積極的に推進し、地域の活性化を図る必要があります。

石狩支庁管内8市町村は、国土交通省の認定を受け「さっぽろ広域観光圏推進協議会」を組織し、圏域内の宿泊客の増加、道内外や海外からの旅行者に魅力的な観光地域の形成をめざし活動しています。「さっぽろ広域観光圏整備計画」（計画期間は平成21～26年度）では、本市は滞在促進地区として都会である雰囲気を持ちながら豊かな自然に囲まれている地区と位置づけられています。

基本的方向

○観光資源の発掘・活用、観光情報のPR、イベントやコンベンションの充実などにより、交流人口や定住人口を増やすなど市の活性化を推進します。

施策

< 主な内容 >

観光の振興

- ・市民、企業、行政の連携による、観光資源の発掘や活用、観光情報の積極的なPR
- ・「さっぽろ広域観光圏推進協議会」や近隣自治体、民間事業者などと連携した事業展開

イベント等の充実

- ・大規模なイベントやコンベンションなどの誘致
- ・公共施設や民間施設のPR

第6節 労働環境の整備

現状と課題

近年、景気低迷による企業倒産や雇用悪化が著しく、経済情勢はたいへん厳しい状況が続いています。働きたい人が働ける安定した雇用の確保、働く人が安全でゆとりを持って働ける労働環境の整備、快適な生活を送ることができる労働者福祉の向上を図るため、支援していく必要があります。

ハローワーク札幌東と共同で運営するジョブガイド北広島(地域職業相談室)により、職業相談や求人情報提供の利便性が向上しました。いっそうのPR活動により利用者への周知を図るとともに、利用しやすい相談室づくりに努める必要があります。

高齢化社会を迎え、働く意欲をもつ高齢者の雇用、就業機会の確保が重要な課題となっています。

勤労者の福利厚生増進のため、勤労者団体補助事業及び中小企業勤労者福祉共済会の支援を継続していく必要があります。

求人開拓、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援など季節労働者を通年雇用するための事業を展開する必要があります。

基本的方向

- 高齢者の就業機会の確保、拡大や求職者への職業相談、職業紹介を実施します。
- 働く人たちの勤労意欲の向上や職場定着化を図るため、福利厚生の充実など、よりよい労働環境の形成を支援します。

施策

< 主な内容 >

就業機会の拡大と安定化

- ・ハローワークと連携した地域職業相談室の運営
- ・シルバー人材センターの運営や発注機会確保の支援

勤労者福祉の充実

- ・労働条件の把握と情報提供による労働環境の整備
- ・勤労者福祉共済制度による支援

第1節 市街地整備の推進

現状と課題

本市は、札幌市に隣接している地域性や高い交通利便性、恵まれた自然環境等の地域特性を生かしながら、良好な宅地の供給を図るなど市街地整備を促進してきました。しかし、少子高齢化の進展や厳しい社会経済状況などの影響により、既成市街地内において未利用の土地が散在する状況が見受けられることから、低・未利用地の有効利用や土地の高度利用などを促進する必要があります。

宅地開発後、一定の年数が経過した住宅団地では、少子高齢化の進行による住民の年齢構成の偏りが顕著となってきており、多様な世代がバランスよく居住できる住宅団地づくりが今後の課題となっています。

商業・業務用地においては、店舗の撤退などにより機能が低下している地区や商業施設の立地が進んでいない地区があります。各地区における商業・業務施設などの都市機能の充実を図る必要があります。

市民や本市を訪れる人々にとってわかりやすいまちづくりを進めるため、計画的な町名・町界整備に取り組んできており、市街化区域 1,659ha のうち町名・町界整備済区域は 1,430ha となっています。

JR上野幌駅周辺については、市街化区域編入の可能性を考慮しながら駅機能を生かした商業・業務施設などの立地誘導等を図る必要があります。

JR北広島駅西口の市有地（芸術文化ホール臨時駐車場）では、駅前にふさわしい活用が求められており、東口の駅前センター地区と商業・業務地区では、駅前にふさわしい商業・業務施設の誘導を図る必要があります。また、通勤通学者や公共施設利用者等の利便性を向上し、駅周辺に賑わいを生み出すため、交通結節機能をさらに高める方策が必要となっています。

基本的方向

- 都市構造の主要な要素である緑、土地利用、交通等を踏まえた将来都市像の実現に向け、近隣自治体や国・北海道との連携を図りながら、市民の意見を取り入れたまちづくりを推進していきます。
- JR北広島駅周辺は、広域的で多彩な交流や賑わいが生まれ、本市の活性化の中心的役割を果たすよう、商業・業務施設の誘導をはじめ諸機能の充実を図ります。

施策

＜主な内容＞

市街地の形成

- ・既存市街地における合理的土地利用と既存公共施設の有効活用
- ・地域住民との合意による土地利用のルールづくり
- ・インターチェンジを生かした土地利用の検討

駅周辺まちづくり

- ・JR北広島駅周辺のエルフィンパークや文化施設、商業業務施設などを活用した賑わいの創出
- ・自動車駐車場や自転車駐車場の利用促進

第2節 居住環境の充実

現状と課題

市営住宅については、広島団地 90 戸と輪厚団地 30 戸の建替えを終え、西の里団地 78 戸は平成 22 年完了予定で整備中ですが、残る共栄第 2 団地 126 戸と北の台団地 16 戸は老朽化が進み、その改善が急がれています。

北海道は「北海道住生活基本計画」において大規模団地の再生を目標に掲げ、北広島団地での道営住宅管理戸数の縮小と再編を検討しています。

都市再生機構（以下「UR」という。）の賃貸住宅の再生・再編方針が平成 19 年 12 月に示され、市内 3 団地のうち北進団地が「団地再生(集約化)」、若葉団地と駅前団地が「用途転換」に分類されました。

北広島団地のほか大曲や西の里地区の民間開発団地においても、居住者の高齢化が進んでいます。北広島団地では人口増加策として、2 世帯住宅の建設促進や住宅リフォームの支援などの検討が求められています。

基本的方向

- 市営住宅については、住宅マスタープランに基づいて建替えを進め、施設の長寿命化と居住環境の改善を進めます。
- 少子高齢社会における市民の多様な居住ニーズに対応し、高齢者等の住替え支援やリフォーム情報の提供、ユニバーサルデザインの普及などを進めます。

施 策

< 主な内容 >

公営住宅等の整備促進

- ・市営住宅の建替えや居住環境の改善
- ・道営住宅やUR賃貸住宅の再生等における居住者への配慮

多様なニーズへの対応

- ・住替え支援、ユニバーサルデザイン化、福祉サービスとの連携、住宅融資制度の普及
- ・ユニバーサルデザインの採用などによる賃貸住宅の居住環境の改善促進
- ・リフォーム相談、住替え相談

第3節 道路の整備

現状と課題

道路は、市民生活や経済活動を支える基本的な都市機能であり、都市活動を活発化させ、都市の発展の大きな原動力となります。

都市計画道路の羊ヶ丘通と大曲幸通については、都市計画マスタープランに基づき、都市計画の変更手続きを行い、高台通については、長期未着手区間を見直した結果、一部区間を廃止する変更手続きを行いました。第4回道央都市圏パーソントリップ調査では、人口減少や少子高齢化の影響により将来の自動車利用台数は減少すると予想されていることから、長期未着手の都市計画道路の必要性を再検討する必要があります。

羊ヶ丘通については、国道36号との交点まで事業化され整備が進められていますが、今後、国道36号から先の事業化を図るためには、市道輪厚中の沢線からの延伸ルートを決める必要があります。

平成20年12月の市民意識調査結果では、生活環境における「安全・快適に移動できる道路の充実」の項目について、現状で満足している市民の割合は35%で、今後重要であると回答した割合は42%となっています。

市民生活に密着した生活道路の整備率は、平成20年12月末現在で約90%の整備水準に達しています。各地区の均衡を図りながら整備を進めるとともに、老朽化の著しい道路についても計画的な再整備が必要となっています。

本市の道路橋の3割は高度経済成長期に架設されたものであり、今後、架設後50年以上経過する橋梁が増加します。このため、橋梁の長寿命化及び修繕や架替えに係る費用の縮減を図る「橋梁長寿命化修繕計画」の策定に向け、平成20年度に市内の全橋梁104橋について遠望目視点検を実施しました。

基本的方向

- 安全で快適な市民生活を確保するため、都市間幹線道路や市内幹線道路、生活道路を整備するとともに、市道の適切な維持管理、計画的な改良や補修を進めます。
- 高齢者や障がい者等も利用しやすい、道路・交通施設の整備と改善に努めます。
- 利便性の高い都市活動が営めるよう、都市間連絡道路である羊ヶ丘通の整備促進を図ります。
- 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、老朽化した橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用縮減を図ります。

施策

< 主な内容 >

市内幹線道路 ・生活道路等の整備

- ・羊ヶ丘通の延伸ルートに関する協議
- ・長期未着手になっている都市計画道路の見直し
- ・計画的な舗装補修工事、照明灯の補修、街路樹のせん定
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく改修

第4節 交通の充実

現状と課題

市内路線バスに関する市民要望は、北広島市地域公共輸送協議会でのバス事業者との協議により、一定の充足が図られてきました。最近は少子高齢化等の影響でバス利用者が減少しており、既存路線の安定維持が課題となっています。

地域交通システムについては、平成19年度に市民による検討委員会から「地域交通システムのあり方」について7項目の意見が提出されました。今後、新たな交通システムの具体化をめざし、市、利用者、交通事業者、関係機関などによる協議会を設立し、国の支援を受けて実証運行などを行います。市内のバス路線は幹線道路を中心に整備が進んでおり、新たな交通システムを導入する際には、既存バス路線への影響を考慮する必要があります。

道道札幌恵庭自転車道線のうち、JR北広島駅から札幌市上野幌までの8.1kmの区間は平成16年度に完成し、エルフィンロードの愛称で親しまれ、サイクリングやマラソン、歩くスキーなどに利用されています。今後は、北広島市と恵庭市との間の整備を促進する必要があります。

南幌町、長沼町、由仁町、栗山町と本市が共同で取り組んでいる「道央馬追サイクルネットワーク構想」に基づき、広域的な観光や交流を促進する必要があります。市内のサイクリングルートについては、エルフィンロードや北広島幹線緑道と結節を図るとともに、道央馬追サイクルネットワーク構想とのネットワーク化について検討します。

雪国における除排雪は、冬期間の市民生活および経済活動を支える上で、重要な課題の一つです。ライフスタイルの変化や少子高齢化の進展に伴い、除排雪への市民ニーズは年々多様化しており、快適な生活環境を確保するためには、市民との協働による雪対策が必要となっています。

基本的方向

- バス交通に関する市民要望を踏まえ、バス事業者との協議によりバス路線の維持安定に努めます。
- 交通弱者の移動の利便性の確保や地域間交通の促進を図るため、地域交通システムの検討を進めます。
- 自転車の利用環境を整備し、利用を促進することにより、地域の活性化や観光振興に努めます。
- 自然の恵みが感じられ、安全で、快適な札幌恵庭自転車道線の整備を進めます。
- 冬期間における安全で快適な生活環境を確保するため、総合的な雪対策を推進します。
- 除雪体制維持のため必要な除雪車両の確保を計画的に進めます。

施 策

< 主な内容 >

公共交通の充実

- ・都市間交通網と市内交通網とのネットワークの充実
- ・バス事業者との協議によるバス路線の維持安定
- ・交通弱者の移手段の確保、交通空白地域の解消

サイクリング ・ネットワークの形成

- ・環境にやさしい自転車交通の利用促進
- ・札幌恵庭自転車道線の整備促進
- ・南空知圏とのサイクリングルートの形成

冬期間交通の確保

- ・除排雪体制の充実と路面凍結対策の強化
- ・雪対策基本計画に基づく事業の推進

第5節 水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、昭和38年の簡易水道に始まり、市街地の拡大とともに給水区域を拡大し施設を整備してきました。平成8年度には、現在の漁川を水源とする日最大給水量24,000 m³に加え、千歳川に第2の水源を求め、日最大給水量40,000 m³とする第5期拡張事業に着手しました。その後、平成16年度に事業の再評価を行い、水需要予測の日最大給水量を40,000 m³から26,800 m³に下方修正して事業を継続するとともに、ライフラインの確保に努めています。

平成20年12月の市民意識調査における生活環境分野では「衛生的な上下水道の整備」の満足度が最も高くなっています。

水道施設は施設整備から40年が経過し、耐用年数を迎える配水管や配水施設の更新を計画的に進めるとともに、耐震性の高い構造とすることが求められています。

少子高齢化の進展や生活様式の変化などにより、今後、使用水量の減少が見込まれる中で、老朽化した水道施設の改修、新たな受水費用などの財源を確保しながら、良質な水を安定供給していく必要があります。

基本的方向

- 水質の確保と水質検査結果の公表により、市民が安全で安心して利用できる水を供給します。
- 市民がいつでも水が使えるよう、水を安定供給し、水道施設の耐震性の向上を進めます。
- 将来も変わらず安定した施設の維持運営ができるよう、計画的な水道施設の更新や改良を行います。
- 水の安定供給のため、健全な水道事業の経営を推進します。

施 策

< 主な内容 >

水の安心

- ・水質監視や水質検査の実施
- ・水質検査計画の策定と検査結果の公表

水の安定

- ・第5期拡張計画に基づく配水管の整備
- ・配水池の耐震化や配水管の更新・改良

施設の持続

- ・耐用年数、漏水件数等の状況に基づく更新計画の策定及び施設の更新

水道経営基盤の強化

- ・計画的な財政運営と経営基盤の強化

第6節 下水道の整備

現状と課題

本市の下水道は、道営北広島団地の開発を契機に昭和45年に着手して以来、快適で衛生的な生活環境の確保や河川等の公共水域の水質保全を図るため、市街地を順次事業区域に編入し事業を進めてきました。

下水道事業の経営は「汚水私費・雨水公費」が基本であり、汚水処理については受益者負担が原則であることから、独立採算の基本原則のもと、適正な費用負担に基づく財源の確保に努め、今後も経営の健全化を図る必要があります。

下水処理センターについては、日最大 34,500 m³ へと処理能力の増強を進めており、今後も流入汚水量の推移に応じた改修等を検討する必要があります。また、生ごみに引き続き、し尿・浄化槽汚泥の受入れに向けて、バイオマス利活用施設の整備を進めています。

下水道施設は、供用開始から40年余りを経過し、老朽化が進んでいます。処理機能、処理能力の低下防止や、新たにその他バイオマス（生ごみ、し尿・浄化槽汚泥）を受け入れることから、維持管理体制の充実とともに計画的な改修・更新を進める必要があります。

発生汚泥については、肥料として緑農地還元を行っていますが、生ごみや、し尿・浄化槽汚泥の受入れに伴う汚泥量の増加や成分変化に対応する新たな処理システムを構築する必要があります。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、道央地区環境衛生組合において1市3町による広域処理を行っていますが、供用開始から30年余りが経過し、老朽化による処理機能や処理能力の低下が懸念されることから、下水処理センターに新たな処理施設の整備を進めています。

基本的方向

- 快適で衛生的な生活環境を確保するため、汚水・雨水管の整備を進めます。
- 下水処理センター機能の段階的な増強を図るとともに、バイオマス利活用施設の整備を進めます。
- 下水道施設の改修・更新計画に基づき、維持管理体制の充実を図ります。
- 財政計画に基づき、経営の健全化に努めます。
- 新たな発生汚泥の処理システムを構築します。
- 道央地区環境衛生組合が広域処理してきたし尿・浄化槽汚泥処理については、下水処理センターにできる新たな処理施設において処理するとともに、道央地区環境衛生組合については、組合の解散に向け各自治体と協議を進めていきます。

施策

< 主な内容 >

下水道の整備と利用の促進

- ・道路整備等に合わせた汚水・雨水管の整備
- ・下水処理センター機能の増強、バイオマス利活用施設の整備

発生汚泥の有効利用

- ・バイオマス受入れに対応した処理システムの構築

し尿・浄化槽汚泥の処理

- ・し尿・浄化槽汚泥の受入れおよび処理

第7節 都市景観の形成

現状と課題

景観に対する市民意識の向上を図るため、花のまちコンクール、花いっぱい運動、オープンガーデンなどの景観づくりの奨励事業を実施するとともに、身近にある景観への関心を高めるため、写真コンクールや絵画コンクールを開催してきました。今後は、より多くの市民の景観意識の向上を図るため、効果的な事業等を継続する必要があります。

平成16年に国が景観法を制定し、平成20年4月には北海道が道内を包括する景観条例を制定し、北海道景観計画が策定されました。北海道景観条例の基本方針は、都市と自然の調和がとれた良好な景観形成をめざすことであり、本市の景観形成の基本理念と合致するものです。北海道景観条例に基づき届出対象となる建築物等について、事案ごとに景観を阻害するか否かを判断していきます。また、良好な景観を維持するため、景観を阻害している違反屋外広告物の簡易除却を今後も定期的実施します。

基本的方向

○市民・事業者・行政の協働により、地域の個性や魅力を生かした魅力ある都市景観づくりを進め、快適で美しい北広島市を未来に伝えます。

施 策

< 主な内容 >

景観づくり

- ・市民の景観への関心や意識向上に向けた啓発事業の実施
- ・地域住民との合意による良好な景観誘導
- ・緑を活かした景観づくり、案内標示板の設置

景観の維持

- ・道条例による規制の効果の検証、良好な景観の維持・保全
- ・景観を阻害している違反屋外広告物の除去

第8節 情報化の推進

現状と課題

地方自治体間ネットワーク（略称「LGWAN」）が整備され、国や地方自治体、各種団体間のネットワーク化が進んだことにより、情報を電子データで交換する業務が急速に広がりつつあることから、電子自治体の構築がいっそう求められています。

これまでは、紙を媒体として市民から各種申請や情報を受けていましたが、業務の電子化が急速に進み、社会全体で紙文書を削減する方向で技術開発が進んでいます。

大容量のデータを送受信できるインターネット接続が一般化したことにより、映像や音声などマルチメディアに対応した行政サービスの提供が可能となっています。インターネットや携帯電話向けのコンテンツの拡充を図るなど、新しい通信媒体を通じて情報を発信できるような体制と環境づくりの取り組みが必要となっています。

個人生活に関わりの深い、保健・医療・福祉・防災などの分野で情報化が進み、民間との情報連携も予想されることから、情報システムのより強固なセキュリティが求められます。

基本的方向

- 高度な情報技術を活用した行政サービスにより、市民の利便性を向上します。
- 電子自治体の構築を推進するとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

施策

< 主な内容 >

行政事務の情報化

- ・各種手続きにおける情報ネットワークの利用促進
- ・国や自治体間における業務処理の共同化の推進

情報化の環境整備

- ・個人情報保護やセキュリティ確保など情報化に伴う環境整備
- ・多くの市民がインターネットを活用できる知識等の普及

第1節 市民参加・協働の推進

現状と課題

人口減少や高齢化、地域経済の停滞、市民ニーズの多様化などの環境変化の中で、自治体は地域の特性を生かした競争力のある経営体に生まれ変わることが求められています。地方分権が進み、自治体が自主・自立的に存立するためには、地域の自治や自立を市民が責任を持って考えることが必要となります。市民は積極的に自治体経営に参加するとともに、行政との協働を推進していく必要があります。

NPO法の施行から10年が経過し、市民活動はますます活発になってきている一方で、活動拠点の確保や活動基盤が脆弱な団体への支援が求められています。

これからのまちづくりには、地域固有の特性・問題点や課題を明らかにし、主体的な創意・工夫のもと、地域に必要で最適な活動を市民自らが地域の担い手として実践する自立的なコミュニティが求められています。

町内会・自治会では、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、快適なまちづくりをめざして自主的に活動していますが、未加入や未組織などの課題があります。

町内会・自治会の活動拠点には、地区住民センターと住民集会所がありますが、老朽化が進んでいる施設については改修が必要となっています。

基本的方向

- 市民参加の基本原則や市民の役割、具体的な市民参加の対象や手続きの方法などを規定した市民参加条例に基づき、市民参加機会の拡大、市民の意向が市政に反映される市民自治によるまちづくりを推進します。
- 協働指針に基づき、市民が主体となった公益活動団体（NPO、公益法人、共益的団体など）と行政の協働を推進します。
- 協働のパートナーとして自主性・自立性を尊重し、公益活動団体の活動を促進します。
- 町内会・自治会等の活動を支援し、地域コミュニティの醸成を図るとともに、市民活動の拠点となる地区住民センターや住民集会所の環境整備を進めます。

施策

< 主な内容 >

市民参加の推進

- ・パブリックコメント、市民説明会などの実施、市民参加推進会議での評価の実施
- ・市民参加の情報等を公表する市民参加コーナーの整備

協働の推進

- ・行政と公益活動団体との協働の推進
- ・公益活動団体の専門性を生かしたきめ細やかな公共サービスの提案の募集

公益活動の促進

- ・公益活動団体への公募型補助金の交付
- ・(仮称)公益活動センターの整備

地域コミュニティの醸成

- ・町内会・自治会等の加入の促進、運営費の一部助成による活動支援
- ・地区住民センター、住民集会所の計画的な改修

第2節 平和と人権尊重社会の推進

現状と課題

本市は、昭和63年4月に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現を願う市民の意思を表明しました。平成20年4月には、平和都市宣言20周年を記念して、平和市長会議に加盟しましたが、未だ世界の各地で紛争が絶えません。平和都市宣言に基づく、戦争のない平和な世界、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継いでいくことがいっそう求められています。

市民の人権に対する理解と認識は、さまざまな啓発活動を通じて深まってきました。しかしながら、今日の複雑な社会情勢を反映した学校や職場内でのいじめやハラスメント、差別など、人権に関する問題も存在しています。だれもが幸福で、生きがいのある生活を送るための人権が尊重される社会の実現をめざして、たゆまずに市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。

基本的方向

- 平和都市宣言のまちとして、恒久平和の実現に努め、平和に対する市民意識の高揚・醸成を図ります。
- 一人ひとりがお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える人権意識の高揚を図ります。

施 策

< 主な内容 >

恒久平和の希求

- ・ 平和パネル展等の開催など平和意識の啓発
- ・ 「平和の灯を守る市民の会」と連携した平和関連事業の推進

人権意識の啓発

- ・ あらゆる分野で偏見や差別などがない人権尊重社会の推進
- ・ 人権擁護委員と連携を強化し、学校や地域などさまざまな場での人権教育・啓発活動の推進

第3節 男女共同参画の推進

現状と課題

男女が対等でお互い自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要です。

本市では、「きたひろしま男女平等参画プラン」を策定し、「北広島市男女平等参画懇話会」と「北広島市男女平等参画推進会議」の推進体制により、意識啓発等の各種事業を実施し、プランの推進を図っています。

男女共同参画を推進する取組みとして、参画意識の普及啓発や子育て支援の充実の事業等について着実に進められてきていますが、固定的な性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるなど）は、人々の意識の中に依然として根強く残っています。

市における各種審議会や各種団体の代表者等への女性の参画は、今後も「きたひろしま男女平等参画プラン」のもと、一人ひとりの人権が尊重され、男女があらゆる分野で社会の対等な構成員としてともに参画し、貢献できる環境づくりを進めていく必要があります。

基本的方向

- 市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、家庭や地域、学校、職場などにおいて、性別に関係なく個性や能力が発揮できるよう男女共同参画の意識づくり、環境づくりを促進します。
- あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った施策の実施のため、関係機関との連携や協働を図ります。

施 策

< 主な内容 >

男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

- ・（仮称）第2次男女平等参画プランの策定
- ・男女平等参画情報紙の発行など、男女共同参画に関する意識啓発や学習研修活動の推進

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

- ・政策や方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・まちづくりや地域活動における男女共同参画の推進

仕事と生活の調和が実現できる環境の整備

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考えた環境整備の推進

あらゆる暴力根絶への取組み

- ・あらゆる暴力の根絶のため、関係機関との協力による人権意識の推進と啓発活動の促進

第4節 行財政運営・行革の推進

現状と課題

社会経済情勢の変化、分権型社会の進展など自治体を取り巻く環境が変化中、市民のニーズは多様化・高度化しています。

本市は、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、行財政構造改革大綱に基づき、行財政構造改革・実行計画を策定し、政策評価の推進や市民参加・協働の推進、健全な財政運営の推進、行政運営システムの改革の推進の4つを基本目標とし、110件の改革項目を掲げ行財政構造改革を進めてきました。平成20年度末までに86項目を実施し、使用料・手数料の見直しや家庭ごみの有料化など市民生活と関わりの深い改革や、市職員の削減、給与の見直し、各種業務の外部委託などを実施しました。

これからは限られた財源や人的資源を有効に活用し、民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことがますます重要になります。

一方、多様化、複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組織の整備を進めるとともに、地方分権の進展に対応できる政策形成能力や法務能力などを備えた職員を育成するなど、職員研修の充実を図り、職員の資質や能力の向上に努めていく必要があります。

市民サービスの向上とさらなる行政事務の効率化のため、また、現庁舎の耐震性からも新庁舎の整備に向けた総合的な検討が必要となっています。

基本的方向

- 行財政構造改革を推進するとともに、行政組織の見直し、職員数の適正化、分権時代の行政課題に的確に対応できる職員の育成などを推進し、より効果的・効率的な行財政運営に取り組めます。
- 自主財源の確保を図りながら、限られた財源の重点的な配分などにより財政の安定的な運営を推進します。
- 市民に親しまれ、安全で利用しやすい景観や環境に配慮した新庁舎の整備に取り組めます。

施策

< 主な内容 >

行財政構造改革の推進

- ・行財政構造改革大綱に基づく改革の推進
- ・業務執行の効率化と官民の役割分担の見直し

健全な財政運営

- ・公共サービスのあり方や受益者負担などの見直し
- ・市税等の収納率向上、財政情報の公開、財務諸表の充実

行政サービスの充実

- ・民間委託の推進や指定管理者制度の活用
- ・窓口サービスのワンストップ化などサービスの向上

組織・職員の活性化

- ・簡素で効率的な行政組織の整備
- ・人材育成基本方針に基づく職員研修の実施

新庁舎の整備

- ・市民に親しまれ、安全で利用しやすい景観や環境に配慮した新庁舎の整備

第5節 広域連携の推進

現状と課題

交通や情報通信基盤の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらには人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

近隣自治体との協力がまちづくりには不可欠となっていることから、本市は、札幌広域圏組合や道央地区環境衛生組合などに参画し、さまざまな分野で構成団体に共通する行政課題に取り組んでいます。

観光、防災、環境、教育などさまざまな分野で各自自治体が抱える共通の課題に連携して取り組み、今後とも地域の可能性を引き出すためにいっそうの広域的な連携に努めていく必要があります。

基本的方向

○行政の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、共通する行政課題に取り組みます。

施 策

< 主な内容 >

広域連携の推進

- ・他市町村との連携による各種資源の補完や共通する課題への対応
- ・札幌広域圏組合の機能を活用し、効果的な広域行政の推進

国・道との連携

- ・国や道からの情報の把握、対等な立場での相互連携

第6節 政策評価の充実

現状と課題

多様な公共サービスに対する市民ニーズが高まる中で、厳しい財政状況のもと、限られた財源での経済的で効果的・効率的な行政運営が求められます。

本市では、平成17年度から本格実施した政策評価において、事務事業の見直しや拡大など、行財政運営に連動する評価システムの構築を進めてきました。

また、平成19年度には学識経験者や市民による外部評価を取り入れ、評価の透明性や客観性の向上を図ってきました。

さらなる効率的な行政運営をめざし、評価手法の拡充とさらなる活用を促進する必要があります。

基本的方向

○多様な公共サービスに対応し、効率的な行政運営をめざすため、評価手法の拡充とさらなる活用を促進します。

施 策

< 主な内容 >

政策評価の充実

- ・ 政策評価と総合計画との連動
- ・ 外部評価の充実
- ・ 計画、予算、評価など行財政運営の一元化

第7節 情報公開・広報広聴の充実

現状と課題

市政の現況や制度等をわかりやすく市民に伝えるため、各種の情報手段を活用した広報機能の充実が求められており、市民が必要とする情報を、必要なときに提供できる体制をつくる必要があります。市民と行政がパートナーシップによるまちづくりを進める上で、市民と情報共有できる体制づくりが求められています。

個人情報を取り巻く環境の変化により、業務における個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、セキュリティポリシーの充実に努める必要があります。

地方分権時代を迎え、地域が持つ環境や資源を活用して独自のまちづくりを進めていくことが求められています。近年、まちの良さを認識し、市民はもとより地域外にも市の魅力を発信していくシティセールス、シティプロモーションの体制づくりが求められてきており、総合的な取組み体制が必要となってきました。

市民と行政との共通理解を深め、協働によるまちづくりを進めるために、出前トークや出前講座、市政懇談会を実施するとともに、市民の声などの各種広聴事業を通して、多様化する市民ニーズを的確に把握していく必要があります。

市民生活に必要な情報やまちづくりに関する情報をわかりやすく的確に伝える必要があります。広報紙やホームページなどを充実し、広報機能の充実に努める必要があります。

基本的方向

- 市民と行政との情報の共有化をさらに進めるため、情報発信媒体・手法などを推進します。
- 個人情報の適正な取扱いを徹底し、公文書や会議の公開など情報公開制度の充実を図ります。
- 市民の意見等を適切に市政に反映するための広聴活動を推進していきます。
- 市民生活やまちづくりに関する情報を的確に伝えるため、広報紙やホームページなど広報機能の充実を図ります。

施策

< 主な内容 >

情報の共有

- ・公文書や会議記録の公開、携帯電話や映像などによる配信
- ・北広島市セールスサイトの検討

情報公開制度の充実

- ・情報公開制度の充実
- ・情報公開条例に基づく、公文書や会議の公開

個人情報の保護

- ・個人情報保護制度の徹底
- ・個人情報の取扱いの啓蒙、セキュリティポリシーの充実

広報広聴活動の充実

- ・まちの情報を積極的に発信し、広報紙やホームページなどを充実
- ・出前トーク、出前講座、市政懇談会の実施
- ・シティセールス、シティプロモーションの推進

北広島市総合計画（素案）

平成21年10月

企画財政部 総合計画課